

違法行為をしたスポーツファンに対する スポーツクラブの求償

青 野 博 之

- 1 はじめに
- 2 観戦契約
- 3 下級審裁判例
- 4 BGH2016年9月22日判決
- 5 BGH2017年11月9日判決
- 6 日本民法への示唆
- 7 おわりに

1 はじめに

(1) スポーツファンの違法行為に関連して、さまざまな法律問題が発生する。ファンが他のファン等を死傷させた場合、ファンが人種等を理由とする差別行為をした場合、前記行為を根拠としてスポーツクラブが所属する上部団体からそのクラブが制裁金を課された場合、そして前記制裁金をクラブがファンに求償（「損害賠償」というときがある。）する場合である⁽¹⁾。

本稿では、制裁金をクラブがファンに求償する場合を検討する。

スポーツファンであり、Aスポーツクラブが開催する試合の観客であるBが違法行為をし、これを原因としてAの所属する上部団体であるCがAに対して制裁金を課す場合がある。

この場合において、第1に、制裁金を支払ったAは、Bに対して求償することができるか（求償権の存否）、第2に、求償が認められるときに、制裁金の

(1) Marc-Philippe Weller/Nina Benz/Roman Wolf, Vereinshaftung, Verbandsstrafen und Regress bei Zuschauerfehlverhalten, JZ 2017, 237.

全額を求償することができるか（求償の範囲）が問題となる。制裁金が民事損害賠償における損害とは異なりうること⁽²⁾、制裁金がAの資力やB以外の者によるこれまでの行為も考慮して決められることから、問題となる。本稿は、この2つの問題について、サッカーファンの違法行為を原因とする、1つの事件をめぐる、ドイツの2つのBGH判決（求償権の存否が争われたBGH2016年9月22日判決及び求償の範囲が争われたBGH2017年11月9日判決）を検討する。

（2）この問題は、第1に、Aサッカークラブの本拠地であるスタジアム（ホームゲーム）においてAサッカークラブのファンであるBが違法行為をした場合において、AがCから制裁金を課されたときと、第2に、Aサッカーチームの対戦相手であるDサッカーチームを運営するDサッカークラブ開催のスタジアム（アウェイゲーム）においてAサッカーチームのファンであるBが違法行為をした場合において、AがCから制裁金を課されたときに、分けられる。さらに、第3に、AサッカーチームのファンであるBがスタジアムに無断で潜り込んで、違法行為をした場合において、AがCから制裁金を課されたときも考えられる。

第2の場合には、BD間の契約にもかかわらず、AのCに対する求償が認められるか、第3の場合には、契約がないにもかかわらず、AのCに対する求償が認められるかが問題となる。

本稿は、第1の場合を、主たる検討対象とする。また、第2の場合及び学説が検討している第3の場合も、従たる検討対象とする。

(2) 被用者の不法行為を原因として、使用者が被害者に対し損害賠償をし、その損害を被用者に求償する場合とは異なり得る。

たしかに、最判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁は、「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被つた場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状態、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる」と判示する。しかし、使用者が求償するのは、民事損害賠償法における損害であるところ、本稿における制裁金は、これとは異なり得る。

2 観戦契約

(1) Aサッカークラブの本拠地であるスタジアム（ホームゲーム）において、Bがチケットを買って、スタジアムに入場し、違法行為をしたときは、AとBの間において、観戦契約が締結されたと考えられる。日本では、野球観戦契約上の安全配慮義務違反が問題となったドーム球場ファウルボール損害賠償請求控訴事件⁽³⁾が有名である。

(2) 観戦契約は、賃貸借契約の性質を帯びた請負契約であり⁽⁴⁾、混合契約である⁽⁵⁾。すなわち、当事者の一方が試合を開催し、相手方に対してチケットにより指定された座席又は場所を確保して、その試合を観戦することができることを約し、相手方がこれに対して対価を支払うことを約することによって、その効力を生ずる契約である。

3 下級審裁判例

(1) AG Brakel1988年6月15日判決⁽⁶⁾

ア 事実の概要

1987年5月10日、原告クラブが主催する試合において、相手方クラブのファン数人がピッチに乱入し、審判を脅し、侮辱し、そのため審判は試合を5分間中断させた。原告クラブは、クラブの上部団体から300DMの制裁金及び手続費用の半額を負担することとなった。同時に、相手方クラブも負担することとなった。そこで、原告クラブは、写真で特定することできたファンに対して制裁金及び手続費用の半額として362.95DMの支払を求めた。これに対して、被告は、他の観客が審判に駆け寄らないようにピッチに入っただけである、と主張した。

イ 本判決は、次のとおり判示して、原告の申立てのとおり被告に362.95DMの支払を命じた。

(3) 札幌高判平成28年5月20日判時2314号40頁。

(4) Götz Schulze, Der Zuschauervertrag, JURA 2011, 484; Nils Otting/Martin Thelen, Meine Liebe, mein Verein, meine Haftung: Die Weiterleitung privater Geldstrafen von Fußballvereinen an Zuschauer, JURA 2017, 381.

(5) Michael Stürner, Anm. zu BGH Urteil v. 22.9.2016, JURA 2017, 491.

(6) NJW-RR 1988, 1246.

(ア) 被告は、積極的債権侵害の責任を負う。被告は、試合の進行を妨害してはならない義務を負うところ、この義務に違反したからである。

(イ) 被告による過失相殺の抗弁の主張は、信義則に反するから認められず、また原告は通常の安全対策をしているから、被告の主張は認められない。

(2) OLG Rostock 2006年 4月28日判決⁽⁷⁾

ア 事実の概要

2003年10月25日、原告クラブが主催するホームゲーム（対ヘルタ BSC ベルリン）において、観客 2 人（被告 A 及び B）が試合開始後55分経過した時に、被告 A は審判からボールを奪おうとし、捕まえられ、排除された。被告 B は、被告 A による試合中断の間に、ピッチに乱入し、捕まえられ、排除された。観客 1 人（被告 C）が73分経過した時にピッチに乱入し、試合を妨害した。2004年 4月20日、原告は、スポーツ裁判所から20000ユーロの制裁金を課された。そこで、原告は、観客 3 人に対して、連帯して損害賠償を支払うよう求めた。

イ LG Rostock 2005年 6月16日判決⁽⁸⁾は、次のとおり判示して、被告 A 及び B に対しては連帯して10000ユーロの支払を命じ、被告 C に対しては10000ユーロの支払を命じた。

(ア) 被告 A、B 及び C は、観戦契約に基づく契約上の付随義務に違反した。被告らは、試合の進行を妨害しない義務を負うところ、この義務に違反したからである。被告らは、故意の義務違反がある。BGB 第280条第 1 項⁽⁹⁾に基づき、被告らは、損害賠償義務を負う。

(イ) 被告らによる BGB 第254条⁽¹⁰⁾による過失相殺の抗弁の主張は、被告らに故意が存在し、原告にはたとえ存在するとしても過失しか存在しないことから、認められない。

(7) NJW 2006,1819.

(8) NJW-RR 2006,90.

(9) BGB 第280条第 1 項は、次のとおり定める（訳は、岡孝編『契約法における現代化の課題』（法政大学出版局、2002年）を参照した。）。

債務者が債務関係から生じる義務に違反したときは、債権者は、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。義務違反について債務者に責めを帰すべき事由がないときは、この限りでない。

違法行為をしたスポーツファンに対するスポーツクラブの求償

(ウ) 被告A及びBは、ZPO 第287条⁽¹¹⁾により、10000ユーロの賠償義務を負う。

(エ) 被告A及びBは、ゲーム開始後55分経過した時にピッチに乱入しており、BGB 第830条第1項第2文⁽¹²⁾により連帯責任を負う。

ウ 被告B及びCが控訴したところ、本判決は、次のとおり判示して、被告Bに対しては4000ユーロの支払を命じ、被告Cの控訴を棄却した。

(ア) たしかに、原告に生じた損害は、被告らの契約違反によって直接生じたものではない。すなわち、スポーツ裁判所の裁判によって生じたものである。しかし、原告に生じた損害と被告らの契約違反の間には、相当因果関係があり、原告に生じた損害は被告らに帰責することができる。

(イ) スポーツ裁判所が試合開始55分後の被告A及びBの事件を一つの事件として判断するのは理解することができるが、その判断に本民事裁判所は、拘束されない。原則として、他人の行為について責任を負うことはないからである。ZPO 第286条⁽¹³⁾及び287条に従い、被告Aの行為の方が被告Bより重大であることから、被告Bは4000ユーロの損害賠償責任を負う。

(10) BGB 第254条は、次のとおり定める（訳は、椿寿夫・右近健男編『ドイツ債権法総論』（日本評論社、1988年）を参照した。）。

第1項 損害の発生に際し被害者の過失が共働したときは、賠償義務及び給付すべき賠償の範囲は、事情によって、特に、いかなる範囲においていずれの当事者が主として損害を惹起したかによって定まる。

第2項 債務者が知らず、かつ、知ることを要しない異常に高い損害の危険を債務者に注意しなかったこと、又は被害者が損害を防止若しくは軽減しなかったことに被害者の過失があるときも、前項と同様とする。この場合においては、第278条の規定を準用する。

(11) ZPO 第287条第1項第1文は、次のとおり定める（訳は、内海博俊「訴訟における損害賠償額の確定に関する一考察（1）」法協128巻9号（2011年）2157頁を参照した。）。

損害が発生したか否か、及び損害額又は賠償すべき利益の額がいくらについて当事者間で争いがあるときは、裁判所は、これに関し、全ての事情をしん酌して、自由な心証により裁判する。

(12) BGB 第830条第1項は、次のとおり定める（訳は、椿寿夫・右近健男編『注釈ドイツ不当利得・不法行為法』（三省堂、1990年）を参照した。）。

数人が共同して行った不法行為によって損害を発生させたときは、各人は、その損害について責任を負う。複数の関与者のいずれがその行為によって損害を発生させたか明らかでないときも、同様とする。

(13) 民事訴訟法第247条の自由心証主義に相当する。

(ウ) 被告Cの行為は、被告A及びBの事件に引き続いてなされたものであり、責められるべき点がより大きい。

(3) AG Berlin-Lichtenberg 2010年2月8日判決⁽¹⁴⁾

ア 事実の概要

2008年12月7日、アウェイゲームが開始されて83分経過後、アウェイチーム観客席の被告は多くの爆竹を副審に向かってに投げ込み、線審の近くで爆発し、2分間試合が中断された。同月17日、この事件を理由として、スポーツ裁判所は、アウェイクラブである原告クラブに制裁金1500ユーロ及び手続費用65ユーロを課した。そこで、原告クラブは、被告に対して1565ユーロの支払を請求した。

イ 本判決は、次のとおり判示して、原告の請求を認めた。

(ア) 被告は、観戦契約に基づき試合の進行を妨げてはならず、BGB 第241条第2項⁽¹⁵⁾により契約の相手方の権利、法益及び利益に配慮する義務を負う。

(イ) この配慮義務は、契約の相手方だけではなく、試合の相手方に対しても負うものである。これは、第三者の保護効を伴う契約という観点から肯定される。BGB 第826条⁽¹⁶⁾に基づく損害賠償請求が可能かもしれないが、だからといって第三者の保護効を伴う契約に基づく損害賠償請求は妨げられない。

(ウ) たしかに、原告に生じた損害は、結局のところ、スポーツ裁判所の裁判によってはじめて生じたものであり、被告は間接的にのみ原因を与えたに過ぎない。しかし、だからといって、被告の責任を妨げない。また、スポーツ裁判所の命じた制裁金が、原告クラブがより安全な措置を講じ、予防

(14) BeckRS 2016,19492.

(15) BGB 第241条第2項は、次のとおり定める（訳は、岡孝編『契約法における現代化の課題』（法政大学出版局、2002年）によった。）。

債務関係は、その内容により、各当事者に相手方の権利、法益及び利益に対する配慮を義務づけることができる。

(16) BGB 第826条は、次のとおり定める（訳は、椿寿夫・右近健男編『注釈ドイツ不当利得・不法行為法』（三省堂、1990年）によった。）。

善良の風俗に反する方法で他人に対し故意に損害を加えた者は、その他人に対し損害を賠償する義務を負う。

違法行為をしたスポーツファンに対するスポーツクラブの求償

措置を講ずるよう、予防的な機能を有しているといっても、この制裁金は、被告が予見することができ、避けることができる結果である。契約に内在する配慮義務によって、原告は、スポーツ裁判所の裁判によりもたらされる財産損害から守られるべきである。

(4) AG Lingen 2010年2月17日判決⁽¹⁷⁾

原告クラブ主催の試合において、試合中に、選手の父である被告が相手方チームの選手に対して侮辱的発言をした。これに対して、スポーツ裁判所は、原告クラブに制裁金400ユーロ及び手續費用30ユーロを課した。そこで、これを負担した原告クラブが被告に対して430ユーロの支払を求めた。

本判決は、原告と被告との間には、好意関係があり、被告は、無償でスタジアムに入場していたところ、この関係は、契約類似の法律関係であり、この場合にも、BGB 第241条第2項が適用される、として、原告の請求を認めた。

(5) LG Düsseldorf 2011年8月25日判決⁽¹⁸⁾

ア 事実の概要

2010年1月22日、観客（被告）が試合開始後20分経過した時にピッチに花火を投げ込み、コーナーキックをしようとしていた、相手方の選手の顔面に当たり、選手が軽傷を負った。同年2月1日、フォルトゥナ・デュッセルドルフ（原告）は、この事件のほか、これまでの事件も含めて、スポーツ裁判所から35000ユーロの制裁金を課された。この制裁金を支払った原告は、被告に対して、約27000ユーロの支払を求めた。

イ 本判決は、原告と被告との間に観戦契約が締結され、その契約に基づく義務に被告が違反したとして、原告の請求を認めた。

(6) LG Hannover 2015年5月26日判決⁽¹⁹⁾

ア 事実の概要

2014年1月25日のA対 VfL ヴォルフスブルクの、VfL ヴォルフスブルク主催の試合において、アウエイのクラブ（A）のファンである観客Bが爆竹を投げ込んだ。同年4月2日、スポーツ裁判所は、Aに本件事件以外も含めて、50000ユーロの制裁金を課した。制裁金を支払った原告Aは、Bに対して20000

(17) NJW-RR 2010,757.

(18) BeckRS 2012,17286.

(19) BeckRS 2015,14524.

ユーロの支払を求めた。

- イ 本判決は、次のとおり判示して、原告の請求を棄却した。
 - (ア) 第三者の保護効を伴う契約は、存在しない。
 - (イ) BGB 第823条⁽²⁰⁾第2項の規定に基づく責任も否定される。
 - (ウ) BGB 第823条第1項の規定に基づく責任も否定される。純粹財産損害は、同項の対象とならないからである⁽²¹⁾。
 - (エ) BGB 第826条の規定に基づく責任も否定される。
 - (オ) また、原告であるサッカークラブに生じた損害を被告である観客に帰責することができない。

4 BGH2016年9月22日判決

(1) 事実の概要

2014年2月9日、当時2部のFCケルン（原告）がホームにSCパーダーボルン07を迎えた試合後半で、1人の酔ったファン（被告であり、シーズンチケットの1枚を知人から譲り受けた）が爆竹を投げ込んだことで7人がケガをした。2014年3月19日、スポーツ裁判所は、原告に対し、80000ユーロの制裁金を課した。80000ユーロのうち、30000ユーロは安全性関連、インフラ強化及び暴力予防策に使うことができた。また、制裁金は、今回の事件とこれまでの4件の事件（2013年8月3日、同月10日、同年11月10日、同年12月22日のゲーム）を考慮して、課されたものであった。また、スポーツ裁判所は、原告に対し、2試合のホームゲームについて一部観客席の閉鎖を命じた。原告は、約20000ユーロを監視カメラのために使った。

(20) BGB 第823条は、次のとおり定める（訳は、椿寿夫・右近健男編『注釈ドイツ不当利得・不法行為法』（三省堂、1990年）を参照した。）。

第1項 故意又は過失により他人の生命、身体、健康、自由、所有権又はその他の権利を違法に侵害した者は、その他人に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負う。

第2項 他人の保護を目的とする法律に違反した者も、前項と同様とする。法律の内容によれば過失がなくとも違反を生ずる場合には、賠償義務は、過失があるときに限り生ずる。

(21) 純粹財産損害（損失）とは、「人身被害（死亡・負傷）や物的被害（物の毀損・滅失）を伴うことなく、経済的な損失のみが生じる場合」における損害（損失）をいう（能見善久「比較法的にみた現在の日本民法－経済的利益の保護と不法行為法（純粹経済損失の問題を中心に）」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年I』（有斐閣、1998年）619頁参照）。

違法行為をしたスポーツファンに対するスポーツクラブの求償

原告が被告に対し30000ユーロの損害賠償請求をしたところ、被告は、クラブに制裁金が課されることは、想定外であり、少なくとも、原告は被告が爆竹を投げ込むことを防止しなかったと主張し、支払を拒否した。

(2) LG Köln2015年4月8日判決⁽²²⁾

被告がシーズンチケットの1枚を知人から譲り受けたことにより、契約上の地位の移転があった。かりに契約上の地位の移転がなくとも、サッカー場に入場したことによって、被告と原告との間にはBGB第311条第2項第3号により⁽²³⁾契約類似の法律関係が発生した。

被告の主張は、クラブはできる限り求償権を行使し、観客の違法行為を防止すべきであるという見解（ドイツサッカー連盟管理委員会が2014年3月18日付の見解）と矛盾する。

裁判所は、原告の請求を認めた。

(3) OLG Köln2015年12月17日判決⁽²⁴⁾

ア 裁判所は、次のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

イ 原告と被告の間には、観戦契約が成立していた。被告が観客席下側に向かって発火した爆竹を投げ込んだのは、被告に課されている行為義務に違反した。被告の義務違反は、試合の進行を妨げないという原告の利益を害するも

(22) BeckRS 2015,06603.

(23) BGB第311条は、次のとおり定める（訳は、岡孝編『契約法における現代化の課題』（法政大学出版局、2002年）を参照した。）。

第1項 法律行為による債務関係の発生及び債務関係の内容の変更は、この法律に別段の定めがない限り、当事者間の契約を要する。

第2項 次に掲げる場合には、第241条第2項の規定による義務を伴う債務関係が発生する。

第1号 契約交渉を開始したとき。

第2号 当事者の一方が何らかの法律行為上の関係の発生を考慮して相手方に対して自己の権利、法益及び利益に影響を及ぼす可能性を与え、又はこれを委ねる契約交渉に着手したとき。

第3号 これらに類する取引上の接触があったとき。

第3項 第241条第2項の規定による義務を伴う債務関係は、契約当事者以外の第三者に対しても発生することがある。この債務関係は、特に第三者が自己に対する特別の信頼を引き起こし、これによって契約交渉又は契約締結に著しい影響を及ぼしたときに発生する。

(24) MDR 2016,209=BeckRS 2015,21052.

のである。爆竹を発火させることは、スポーツ裁判所がサッカークラブに制裁金を課した一因をなしたという意味において、相当因果関係がある。

ウ しかし、被告の損害賠償責任を根拠づけるだけの内的関連はない。制裁金を課すことは、被告の違反した義務の保護目的に含まれていないからである。スタジアムにおいて爆竹を発火させてはならず、これによって試合の進行を妨げてはならないことは、人の健康にとって危険だからである。原告が主張する損害は、被告が作り出した危険により実現したわけではない。ドイツサッカー連盟の規程により原告がファンの行為についてファンの責任を引き受け、原告は制裁金を課された。

エ 被告に故意がないから、BGB 第826条の規定に基づく不法行為責任は否定される。加害者は損害を与えることを予見しておれば足り、損害の発生を予見しながらあえてする場合（未必の故意）でも足りる。故意は、損害を与えることについて必要であり、損害を与えるかもしれないという一般的・抽象的な観念だけでは足りない。被告がその行為によって損害を加える結果を十分に具体的に観念していたかどうか、ましてやスポーツ裁判所が制裁金を課すことを十分に具体的に観念していたかどうかは、不明である。

(4) BGH2016年9月22日判決⁽²⁵⁾

ア 本判決は、次のとおり判示して、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻した。

イ 原告と被告の間には、観戦契約が成立していた。観客は、観戦契約に有効に取り入れられている、試合運営管理規程であるスタジアム規程だけでなく、一般的に観戦契約に基づき BGB 第241条第2項による、行為義務に違反した。

爆竹を投げ入れたこと（義務違反）と制裁金を課されたこと（損害）との間の相当因果関係は、後者について蓋然性がないということができず、異常ということもできないことから、肯定される。

ウ 損害と義務違反との間に相当因果関係があれば、つねに損害賠償責任が肯定されるわけではない。通説及び判例によると、相当因果関係があるだけでなく、損害が規範の保護目的に含まれていなければならない。規範が保護しよ

(25) BGHZ 211,375=NJW 2016,3715=MDR 2016,1448=JZ 2017,262=NZG 2017,275.

違法行為をしたスポーツファンに対するスポーツクラブの求償

うとしている、又は契約上の義務が引き受けている危険から相当性をもって発生した損害のみが賠償責任の対象となる。加害者が生じさせた危険状態と被害者が主張している損害との間に内的な因果関係が存在していなければならない。異常な、偶然的な因果関係では、不十分である。その限りで、評価的観点が必要である。契約法では、債務者は、契約によって保護された利益に発生した損害のみについて、賠償責任を負う。

判例は、問題となっている行為以外の原因により発生した損害であるというだけでは、損害を債務者に帰責することを否定しない。第三者の（適法又は違法な）行為が債務者の行為と損害との間に介在しても、損害を債務者に帰責することを否定しない。評価的観点を用いて、第三者の行為が債務者の行為が作り出した危険状態からして、異常であり、偶然であるときには、損害を債務者に帰責することが否定される。最初の原因である債務者の行為が作り出した特別の危険がなお続いているときは、損害を債務者に帰責することは否定されない。

エ 被告の義務違反は、原告が主張する損害に帰責される。被告は、契約上負っていた義務に違反し、その義務が防止しようとしていた危険の範囲に、原告に課された制裁金は、含まれるからである。

（ア）スタジアム規程は、爆竹を破裂させたり、投げ入れることを禁止しており、また試合を妨害しないことはBGB第241条第2項の規定に基づく一般的な付随義務（行為義務）であり、被告はこの義務に違反して、原告の利益を侵害した。

観戦契約に基づく唯一の主たる給付義務は、入場料を支払うことであるが、これに加えて主催者の利益を守るためサッカーの試合を妨害しない義務を観戦者が負うのは、当然である。サッカーの試合を妨害されないというのが主催者の主たる利益であることは明白だからである。観客すべてにとってサッカーの試合が妨害されないということが期待されている。観客が試合を妨害しないようにするというのは、観客に実際上の負担を負わせるものではない。たんに試合の進行を妨げないことだけで足りるからである。試合を妨害しないようにする義務は、合理的な観客にとって、自らの利益である。

（イ）原告に課された制裁金と試合の進行の妨害との間に、内的関連が存在する。

本件の制裁金は、サッカーの試合の進行を著しく妨げたことによって原告にとって避けがたい結果である。プロサッカーの遂行にとって、ドイツサッカー連盟という上部団体が必要である。原告は、ドイツサッカー連盟に加盟し、その規程を遵守してこそ、プロサッカーを遂行することができ、観客にサッカーゲームを提供することができる。規程を定めるドイツサッカー連盟、主催者及び合理的観客は、試合が円滑に進行することに利益を有している。試合を円滑に進行させるために、ドイツサッカー連盟は、観客による試合妨害に制裁金を課している。制裁金は、直接には主催者に試合の進行を円滑にさせるように働き、間接にはファンに試合の進行を円滑にさせるように働く。

スポーツ裁判所の判断は、ドイツサッカー連盟規程第9 a条第1号及び第2号に基づくものである。これによると、クラブ及び子会社は、選手、職員、ファン、観客及びクラブの委託を受けて試合の進行に協力する者の行為について、責任を負う。アウェイのクラブ及び子会社は、スタジアムにおける試合中及び試合後の騒動について、責任を負う。したがって、本件の制裁金は、被告による試合の妨害を直接の根拠とするものである。本件の制裁金は、試合の妨害をきっかけとした偶然のものではない。制裁金は、クラブの義務違反に対する制裁であり、特に、より安全な措置を採るよう勧めるものだからである。制裁金の実質的な根拠は、被告による試合の妨害である。ドイツサッカー連盟管理委員会の申立てに基づくスポーツ裁判所の判断の目的は、将来の観客の問題行動を防止し、少なくとも小さくすることである。潜在的な行為者が制裁金について賠償を求められるということを考慮して、そのような行為をしない方向に誘導することができれば、その目的を達成することができる。

観戦契約を補充解釈して、観客が本件において発生した損害について例外的に賠償を免れる事情はない。そのような事情は、合意していない。主催者は、観客による競技妨害を確実に止めることができないから、競技妨害による結果を観客に負わせることに、正当な利益がある。合理的な観客は、競技妨害による結果についての責任を受け入れている。競技の進行を妨げる行為がなければ、責任は発生しないからである。観客が試合を妨害しないことは容易である。主催者がそのような行為をする観客を許さないことは、観戦契

違法行為をしたスポーツファンに対するスポーツクラブの求償

約の締結の際から、観客には自明である。

制裁金を定める規程に基づく判断がなされ、主催者はこれに従った。ドイツだけでなく、国際的にも、観客の違法行為について、主催者が責任を負うことが認められている。したがって、主催者が制裁金を定める規程に基づく判断に対して不服を申し立てることなく、制裁金を支払ったことに過失があるとはいえない。

(ウ) たしかに、観客の義務違反が常に原告への制裁金につながるわけではない。スポーツ裁判所が制裁金を主催者に課すかどうか、いくら金額の制裁金を課すかは、分からない。しかし、制裁金が課されたのは、試合を妨害した観客のせいであることは変わらない。一般的に、損害賠償法において、義務違反があるときに、賠償すべき損害が発生するかどうか分からない。

原告に課されるかもしれない制裁金の危険を被告が認識していたかどうかは問題とならない。スタジアム規程において、爆竹を破裂させた場合の違約金の定めがあっても、これ以上の損害賠償責任を負わないと、解釈することができない。

オ 更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

カ なお、本件では、BGB 第826条の規定の適用もあり得る。

5 BGH2017年11月9日判決

(1) 本判決は、BGH2016年9月22日判決の差戻審判決の上告審判決である。

(2) OLG Köln2017年3月9日判決 (BGH2016年9月22日判決の差戻審判決)⁽²⁶⁾

裁判所は、次のとおり判示して、20340ユーロの請求を認容した。

制裁金は、今回の事件とこれまでを合わせて5件の事件を考慮して、課されたものであった。5件の内、20000ユーロの事件が2つ、38000ユーロが1つ、今回の事件を40000ユーロとした上で、総額118000ユーロとなり、今回の事件を含めて課された60000ユーロは118000ユーロに対応するものであるから、今回の事件の40000ユーロに割り当てると、今回の分としては約20340ユーロとし

(26) VersR 2017,1351.

た。

(3) BGH2017年11月9日判決⁽²⁷⁾

ア 本判決は、次のとおり判示して、原告の上告を棄却した。

イ 併合刑については、犯罪行為をした者の人格及び個々の犯罪行為を総合的に評価する (StGB 第54条第1項第3文)。また、ZPO 第287条第1項第1文は、「損害が発生したか否か、及び損害額又は賠償すべき利益の額がいくらについて当事者間で争いがあるときは、裁判所は、これに関し、全ての事情をしん酌して、自由な心証により裁判する。」と定める。

ウ 原告は、被告が今回の事件により40000ユーロの損害賠償責任を負うところ、これまでの事件を考慮して、その責任が軽減されるのは妥当ではないと主張する。しかし、その論旨は採用することができない。損害賠償法は、刑事目的を有しないからである。また、原告は、被告が今回の事件により40000ユーロの損害賠償責任を負うと主張する。しかし、その論旨は採用することができない。原告には被告の行為により実際には40000ユーロの損害が発生していないからである。

エ たしかに、原審は、今回の事件とこれまでを合わせて5件の事件の内、4件を考慮している。しかし、これは、原告に不利益を与えるものではない。

6 日本民法への示唆

(1) 原因者負担金

東京地判平成29年2月22日交通民集50巻4号1122頁は、道路法58条に基づき支払った原因者負担金 (事故時に損傷したガードケーブルの修理費) について、「被告らは、原因者負担金は、一種の行政処分 (行政罰) であり、他者に対する求償を予定しない制度であるとして、原告……の被告らに対する請求は主張自体失当である旨主張する。しかしながら、道路法上求償を禁止する旨の規定は存在しないほか、被告らの主張によれば、原因者負担金の支払により、共同不法行為者間の内部負担が0か100かに左右されるものといえるところ、その結論が妥当なものともいい難いから、その主張には左袒できない。なお、一般には、原因者負担金の請求と不法行為に基づく損害賠償請求とは競合

(27) NJW 2018,394=VersR 2018,173.

違法行為をしたスポーツファンに対するスポーツクラブの求償

するものと解されており、共同不法行為者の一部の者がその負担割合を超えて原因者負担金を支払った場合には、内部求償が行われるべきものと解され、原因者負担金制度は求償を否定していないとして、原告の請求を認めた。

(2) 課徴金

ア 仙台地判平成27年1月14日 LEX/DB25506084は、「金融商品取引法による課徴金制度の制度趣旨は当事会社からの不当な利得の剥奪であるところ、課徴金を納付した会社がこれを損害として役員に求償することは、当該会社に利得を回復させる結果となり上記制度趣旨に反するのであるから、同法は、課徴金について役員に対する転嫁を許容していないと解するべきである。したがって、被告らの行為と課徴金を納付したことにより原告に生じた損害との間には因果関係がない。」との被告の主張を認めず、次のとおり判示して原告の請求を被告である取締役の寄与度に応じて認めた。

「課徴金制度の趣旨から直ちに課徴金について役員に対する転嫁を許容していないとの解釈が導かれるということはできず、本件において、そのように解釈すべき事情も認められない。」「本件課徴金対象行為の結果、原告において本件決定を受け、課徴金を国庫に納付することになったことは明らかであり、……本件課徴金対象行為に係る被告らの任務懈怠と原告に生じた課徴金相当額の損害との間には相当因果関係が認められる。」

イ 東京地判平成28年3月28日判時2327号86頁は、有価証券報告書の虚偽記載等により課徴金を課された原告が、その取締役であった被告に対し、虚偽記載等によって原告が課徴金等の損害を被ったと主張して、会社法423条1項等に基づき、被告に対して、課徴金等の損害賠償金の支払を求めた事案について、有価証券報告書の虚偽記載等により原告が金融庁長官から課徴金を課され、これを納付しており、課徴金は被告の違法行為との間に相当因果関係がある損害と認められる、として、原告の請求を認めた。

(3) 罰金

ア 東京地判平成8年6月20日判時1572号27頁（日本航空電子工業株主代表訴訟第1審判決）は、米国司法省等との司法取引が介在しているとしても、その司法取引の過程や結果が通常予測されるところと著しく異なる等の特段の事情が認められない限り、被告の行為と罰金等を支払ったことによる損害との間の法的な因果関係が否定されるものではないと解すべきところ、特段の事情

につき主張・立証はない、として、原告の請求を被告である取締役の寄与度に
応じて認めた。

イ 大阪地判平成12年9月20日判時1721号3頁(大和銀行株主代表訴訟第1
審判決)は、罰金についてみると、被告らに有罪答弁訴訟因に係る事実について
任務懈怠責任が認められる以上、司法取引が介在しているとしても、その司法
取引の過程や結果が通常予測されうるところと著しく異なる等の特段の事情が
認められない限り、任務懈怠行為と罰金を支払ったことによる損害との間の法
律上の因果関係が否定されるものではないと解すべきところ、右特段の事情に
つき主張、立証がない、として、原告の請求を被告である取締役の寄与度に
応じて認めた。

ウ 東京地判平成29年4月27日資料版商事法務400号119頁(オリンパス取締
役に対する損害賠償請求事件)は、被告の主張である「法人に対する罰金は、
法人を名宛人として法人自体を罰するものである。金商法上も、法人とその代
表者等とでは罰金の上限額が異なり、法人に対する上限額の方が多額となっ
ており(同法207条)、仮に法人に科された罰金についても取締役が会社に対して
損害賠償責任を負うとすると、その実質は二重処罰であり、法人を個人とは別
に罰した趣旨が全うされないことになるから、本件罰金は取締役が賠償責任を
負うべきものではない」、「刑事罰や課徴金制度は、法人を名宛人として法人自
体を罰するものであり、これらの罰金等を取締役の賠償責任額に含めるべきで
はない。本件罰金は、金商法207条1項1号に基づくものであるところ、同規
定はいわゆる両罰規定であり、違法行為を行った自然人の刑事責任を問うとと
もに、業務主である法人自身の過失を推定して法人固有の責任を問うものであ
るから、自己の責任に基づいて科された刑罰を他者に転嫁することは、刑罰の
一身専属性に反して許されない。法人を自然人とは別に処罰するという立法者
の意図は、本件罰金について定めた両罰規定が、平成4年改正(平成4年法律
第73号)によって自然人の罰金額との連動方式から法人重課へ変更された事実
や同改正の経緯からも明らかである。また、本件課徴金について、金商法172
条の4は、課徴金額を600万円又は発行者が発行する算定基準有価証券の市場
価格の総額の10分の6のいずれか多い額と定めているところ、当該規定の立法
趣旨は、違法行為によって法人たる会社が得た利益を国家が剥奪するというも
のであり、自然人に対する制裁という目的はなく、専ら法人に対する制裁が意

違法行為をしたスポーツファンに対するスポーツクラブの求償

図されている。このような立法趣旨からすれば、本件罰金等は、会社原告に対し、法人として現実に有する経済規模や社会的作用に相応しい制裁を社会の名において科したものであって、これによって被った損害につき相当因果関係が認められるのは法人たる会社原告のみである。」を否定して、次のとおり判示して、原告の請求を認めた。

被告が指摘する「金商法207条1項1号及び同法172条の4の各規定の内容や沿革等を考慮しても、取締役の任務懈怠により会社が罰金や課徴金を支払うことを余儀なくされた場合において、会社が当該取締役に対して当該支払額の賠償請求をすることを認めることをもって、上記各規定の趣旨・目的に反するものとは解されない。また、法人である会社に科された罰金について、取締役に当該会社に対する損害賠償責任を課したとしても、そのこと自体をもって、二重処罰に当たるといえることはできないし、法人を個人とは別に罰した趣旨が全うされないことになるということもできない。したがって、上記主張は採用することができない。」

(4) 学説

会社が支払った課徴金に関し、会社法423条に基づき取締役が会社に対する損害賠償責任を負うかについて、肯定説⁽²⁸⁾と否定説⁽²⁹⁾が対立している。否定説が有力であると評価するものと⁽³⁰⁾「役員への課徴金の転嫁が否定されると解釈すべき事情は、容易には認められないように思われる」⁽³¹⁾とするものがある。

(5) 求償を肯定したBGH2016年9月22日判決の検討

本判決に賛成する学説もあるが⁽³²⁾、観戦契約からサッカークラブの求償権

(28) 川濱昇「独占禁止法違反にかかる株主代表訴訟の利用について」丹宗暁信・岸井大太郎編『独占禁止手続法』（有斐閣、2002年）281頁。

(29) 佐伯仁志「法人処罰に関する一考察」芝原邦爾・西田典之・井上正仁編『松尾浩也先生古稀祝賀論文集 上巻』（有斐閣、1998年）655頁、松井秀征「会社に対する金銭的制裁と取締役の会社法上の責任」黒沼悦郎・藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念 企業法の理論（上巻）』（商事法務、2007年）549頁。

(30) 白石忠志『独占禁止法（第3版）』（有斐閣、2016年）665頁。

(31) 久保大作「仙台地判平成27年1月14日 LEX/DB25506084の判例批評」ジュリ1492号（2016年）106頁。

(32) Thomas Riehm, Anm. zu BGH Urteil v.22.9.2016, LMK 2016,384429; Johannes Meier/Dennis Lenze, Die Haftung „störender“ Zuschauer für Verbandsstrafen gegen Fußballvereine,

を導くことはできないとして⁽³³⁾、制裁金は制裁又は予防の目的で課されるところ、民事損害賠償制度は賠償が目的であり、民事損害賠償制度に制裁金を組み入れることは矛盾するとして⁽³⁴⁾。ドイツサッカー連盟はドイツの司法権を侵害するものであり、制裁金は求償の対象とならないとして⁽³⁵⁾、本判決に反対する学説もある。

第1に、クラブが課された制裁金をファンに求償しても、違法行為を抑止するという制裁金の趣旨は害されない。むしろ、潜在的な行為者が制裁金について求償を求められるということを考慮して、そのような行為をしない方向に誘導することができれば、制裁金の目的を達成することができる。第2に、クラブにその上部団体が制裁金を課すのはファンに直接制裁金を課すことが困難であるからであって、その上部団体がファンへの求償を妨げてはいない。よって、BGH2016年9月22日判決に賛成であり、日本民法においても、クラブが課された制裁金をファンに求償することができる、と解すべきである。

7 おわりに

(1) スポーツファンの故意行為を抑止すべき必要性が大きく、求償によって行為を抑止することも手段として相当であるから、この行為によって制裁金を支払うこととなったスポーツクラブは、違法行為をしたファンに対する求償が認められる、と解すべきである。

ファンの損害賠償責任の根拠は、ファンとクラブとの間に観戦契約が存在するときは、契約に基づく付随義務⁽³⁶⁾違反と考えられる。制裁金を課されたク

MDR 2017,6;Johannes Meier/Dennis Lenze,Anm.zu BGH Urteil v.22.9.2016,GWR 2017,11.

(33) Nils Otting/MartinThelen,Meine Liebe, mein Verein, meine Haftung: Die Weiterleitung privater Geldstrafen von Fußballvereinen an Zuschauer,JURA 2017,388.

(34) Jens Prütting/Cornelius Kniepert,Transformation einer Verbandsstrafe in einen Schadensersatz - Unzulässige Verbindung zweier Haftungssysteme,ZfPW 2017,458.

(35) Sebastian A.E.Martens,Verbandsstrafen für Fußballfans,NJW 2016,3694.なお、この学説は、観客の違法行為を予防することそのものには賛成であり、予防するためには、観戦契約に違約金条項を入れるべきである、と主張する。

(36) 中間試案においては、付随義務について「相手方が当該契約によって得ようとした利益を得ることができるよう、当該契約の趣旨に照らして必要と認められる行為をしなければならない」という規定を、保護義務について「相手方の生命、身体、財産その他の利益を害

違法行為をしたスポーツファンに対するスポーツクラブの求償

クラブとの間に観戦契約がないときは、第三者の保護効を伴う契約又は不法行為を根拠とすることが考えられる。誰でもが入場することができるときは、契約成立は難しいから、不法行為で対処することが考えられる。無断で試合会場に入ってきた者が違法行為をした場合には、この法律構成によることとなる。

(2) 求償の範囲は、制裁金がクラブの資力を考慮して巨額なものとなる場合も考えられるから、この場合には、全額についてではなく、一部についてのみ求償請求することが認められる、と解すべきである。その際、違法行為をしたファンの寄与度が重要である。

しないために当該契約の趣旨に照らして必要と認められる行為をしなければならない」という規定を、それぞれ設けることとされていた。現在でも、当事者間で明示又は黙示に合意された義務のほかにこれを補充する様々な義務が認められているが、これに明文の根拠がないことから、信義則に依存するのではなく、これらの様々な義務の根拠となる規定を設けようとしたものである。しかし、契約の当事者が義務づけられることになる「契約の趣旨に照らして必要と認められる行為」については、「相手方が当該契約によって得ようとした利益を得ることができるよう」「相手方の利益を害しないため」という目的によってどのような行為がこれに含まれるかの判断基準が一応示されることになり、少なくとも民法第1条第2項の抽象的な文言のみに比べると、規範の内容が明確になるという意見がある一方、その内容が十分に明確であるとは言えず、契約当事者の予測可能性が高まるかどうかには疑問もあり得るし、裁判規範として十分に機能するかどうかには疑問も残るとの批判もある。部会においてもこのような規律の有用性については意見が分かれており、パブリック・コメントに寄せられた意見も分かれている。以上から、この論点については取り上げないこととした(部会資料75A・3頁)。

規定を設けることが断念されたのは、「規定を設けることによる硬直的な処理を恐れる実務関係者の意向が強く働いたものと思われる」(潮見佳男『新債権総論I』(信山社、2017年)161頁)。

なお、財産の安全配慮義務については、松本克美「財産の安全配慮義務」滝沢昌彦ほか編『民事責任の法理』(成文堂、2015年)295頁参照。